

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- IT実装支援→専門事業者と保守契約を結ぶことでサイバーセキュリティ対策の助言・支援を受けています。
- 専門人材マッチング→ハローワーク主催の介護就職活動説明会へ参加することで介護職の人材確保につながっています。
- グリーン化の取組→事業所内蛍光灯を全てLEDへの交換を行う。それに伴いエネルギー使用量を約50%削減しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

サービス対価は医療保険報酬・介護保険報酬の制度に基づき決定します。また、自費サービスに対する対価は保険報酬の制度の基準に準じた価格設定としています。

② 手形などの支払条件

費用の支払いに手形を使用することはありません。費用の支払いは未締め、翌月末までに振込にて支払いします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

連携先の事業者に対しても働き方改革に対応できるよう、急な仕様変更を行いません。必要な情報共有は連携先がいつでも確認できるよう連携システムを活用します。

3. その他（任意記載）

2024 年 2 月 8 日

株式会社エール

代表取締役 平田晶奈

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。